

美保飛行場周辺まちづくり基本計画



平成 28 年 3 月
境 港 市



目 次
美保飛行場周辺まちづくり基本計画

1 美保飛行場周辺まちづくり基本計画の基本的事項	1
1-1 まちづくり基本計画の位置づけ	1
1-2 まちづくり基本計画の背景と目的	2
1-3 まちづくり基本計画の対象地域と役割	2
1-4 導入機能	4
(1) 市民会館周辺エリア	4
(2) 竜ヶ山公園周辺エリア	4
2 美保飛行場周辺まちづくり構想の理念・目標	6
2-1 まちづくり構想の理念	6
2-2 まちづくりの目標	6
(1) 市民会館周辺エリア	7
(2) 竜ヶ山公園周辺エリア	8
3 土地利用の条件	9
3-1 市民会館周辺エリア	10
3-2 竜ヶ山公園周辺エリア	11
4 施設整備計画	13
4-1 市民会館周辺エリア	13
(1) 基本方針	13
(2) 導入機能の概要と規模等	13
(3) 配置計画の考え方	22
(4) ゾーニング計画	24
4-2 竜ヶ山公園周辺エリア	24
(1) 基本方針	24
(2) 導入機能の概要と規模等	25
(3) 配置計画の考え方	28
5 導入機能の利用計画	29
5-1 市民会館周辺エリア	29
5-2 竜ヶ山公園周辺エリア	32

6	管理運営	34
6-1	基本方針	34
6-2	今後の検討課題	34
7	事業計画	35
7-1	概算事業費	35
7-2	資金計画	36
7-3	事業スケジュール	37

参考資料

1	防衛施設周辺まちづくり計画事業補助金交付要綱	39
2	まちづくり構想策定支援事業及びまちづくり支援事業の採択について	46
3	美保飛行場周辺まちづくり計画検討委員会設置要綱	49
4	美保飛行場周辺まちづくり計画検討委員会委員名簿	51
5	美保飛行場周辺まちづくり計画取組状況	52
6	先進事例の視察状況	53
7	美保飛行場周辺まちづくり計画検討委員会実施状況	59
8	市民ワークショップ実施状況	62
9	市民説明会実施状況	67
10	パブリックコメント実施状況	67

1 美保飛行場周辺まちづくり基本計画の基本的事項

1-1 まちづくり基本計画の位置づけ

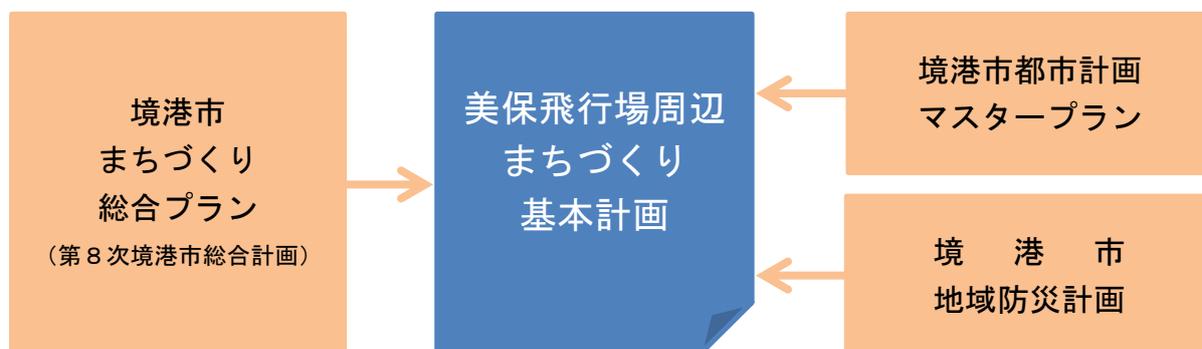
市の上位計画である「境港市まちづくり総合プラン」では、「魅力と活気あふれるまちづくり」、「心豊かに、安心して暮らせるまちづくり」をまちづくりの基本理念とし、将来都市像を「環日本海オアシス都市」と定め、基本目標の中で「防災体制の整備」や「生涯学習の推進」に取り組むこととしています。

また、「境港市都市計画マスタープラン」では、都市計画における都市（まち）づくりの基本的方向の一つとして「交流拠点のまちづくり」を掲げており、都市機能を充実させ、市民のいきいきとした交流を支える拠点づくりを進めることとしています。

「境港市地域防災計画」では、航空機災害応急対策計画や避難計画、自衛隊災害派遣要請計画、分散備蓄等を定めており、これらの計画の実効性を確保することとしています。

美保飛行場周辺まちづくり基本計画は、これらの施策を具体化する計画として位置づけられます。

なお、この基本計画は、「美保飛行場周辺まちづくり計画」を進めていくにあたっての基本的な方向性を示したもので、今後、さらに関係機関と協議を進めながら基本設計、実施設計を検討していきます。



1-2 まちづくり基本計画の背景と目的

本市に所在する航空自衛隊美保基地等の防衛施設は、市の南西部に位置し、市の行政面積の約9.5%を占めています。

市面積が29.02平方キロメートルと狭隘な本市にとって、このように過重な防衛施設の存在は、望ましい都市形成や交通体系の整備並びに産業基盤の整備などを図るうえで大きな障害となっています。

周辺住民は、自衛隊航空機が昼夜を問わず行なう飛行訓練により、騒音にさらされると同時に、平成12年に発生したC-1機の隠岐島沖墜落事故の記憶から、航空機事故への不安感に苛まれています。

また、美保飛行場の滑走路が、平成21年の2,500メートル化により、東側へ500メートル延長されたことで、米子市方面へ通じる幹線道路（災害時には避難道路、緊急輸送道路）の大きな迂回を余儀なくされています。

これらの影響を少しでも軽減するため、本市では、基地周辺をはじめ市内全域において、騒音対策や緊急輸送道路、消防施設の整備など、生活環境の改善に取り組んできましたが、美保基地に配備されているC-1輸送機は、平成28年度には大型のC-2輸送機への機種変更が決定し、平成30年度までには大型輸送ヘリコプターも配備される計画です。

さらに、米・英軍機の訓練飛来も相次いでおり、基地の強化に対する住民の不安感は増大しています。

また、近年は地震、津波、土砂災害、洪水、火山の噴火など想定を超える大規模な自然災害が全国各地で発生しており、本市においてもさらなる防災対策の充実・強化が求められています。

このような課題を解決するためには、自衛隊との連携をいっそう強化し、美保基地の存在を生かしながら、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

自衛隊との連携強化には、平常時から自衛隊活動に対する住民の理解が不可欠なため、日常的に市民と自衛隊員との交流が行える施設を整備し、その施設を活用した交流促進の方策を検討して、着実に実行するとともに、施設整備においては、防災拠点としての機能も導入することで、市全体の防災機能を高め、災害に強いまちづくりをいっそう推進していきます。

1-3 まちづくり基本計画の対象地域と役割

市の文化・芸術、交流の拠点であり、市内最大規模の避難施設でもある市民会館は、耐震強度不足から平成25年12月以降、ホール部分が使用停止となっています。

市民会館に隣接している市役所は、災害時の拠点施設でありながら老朽化していることから、文化・芸術と交流の拠点となり、併せて防災拠点としての機能も備えた施設整備が急務となっています。

市の陸路の入り口付近となる美保飛行場の北西側には、自衛隊官舎と三軒屋町、市が宅地分譲を進め、近年人口が急増している夕日ヶ丘団地が、竜ヶ山公園を囲むように位置しています。

この竜ヶ山公園は、公園と野球場、陸上競技場が集積する市内最大の都市公園ですが、地域住民の交流、憩いの場となる屋内型の施設がないため、雨天の比較的多い山陰においては、市民の交流、にぎわいづくりが進みにくい状況にあります。

また、竜ヶ山公園周辺は住民の避難所となる屋内型施設が近隣にないことが課題となっています。さらに、市として大規模な災害発生時には自衛隊部隊の受け入れ地として想定していますが、十分な受入体制等が整備できていない状況であり、航空機事故対策をはじめ、この地域の防災対策を早急に進める必要があります。

これらの現状を踏まえて、まちづくり基本計画の対象地域については、市役所、市民会館等が立地し、市の文化・芸術、交流の拠点であり、大規模災害の発生時には、災害対策と復興活動の拠点となる「市民会館周辺エリア」と、美保飛行場に近接し、市民のスポーツと健康づくり、交流の拠点であり、大規模災害の発生時には、自衛隊等の支援活動の拠点となる「竜ヶ山公園周辺エリア」を対象地域として位置づけ、市民と自衛隊員との交流をいっそう促進し、災害に強いまちづくりに取り組みます。

【対象エリア】

市民会館周辺エリア	竜ヶ山公園周辺エリア
<p style="text-align: center;">< 交流拠点 ></p> <p style="text-align: center;">施設の複合化による交流拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいコンサート、美術展示 ○災害派遣活動講演会 ○図書館を活用した子育て支援等 ○懇親会、小・中学生の作品展示 ○介護予防教室 	<p style="text-align: center;">< 交流拠点 ></p> <p style="text-align: center;">公園と一体となった交流拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の健康スポーツ大会 ○地域の防災訓練 ※公園と一体となったスポーツ・健康づくりを通じた交流の拠点
<p style="text-align: center;">< 防災拠点 ></p> <p style="text-align: center;">災害対策と復興活動の拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の拠点（本部） ○周辺住民の避難場所 ○災害ボランティアの活動拠点 ○防災備蓄室（分散備蓄）の整備 	<p style="text-align: center;">< 防災拠点 ></p> <p style="text-align: center;">支援活動の拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊等の支援部隊の活動拠点 ○周辺住民の避難場所 ○支援物資の保管、輸送拠点 ○防災備蓄室（分散備蓄）の整備

1-4 導入機能

基本構想を踏まえて、各エリアの導入機能は次のとおりとします。

(1) 市民会館周辺エリア

- ホール、音楽機能
- 図書館機能
- 防災拠点機能
- 高齢者福祉機能
- 会議室機能
- 美術展示機能
- 交流機能
- その他

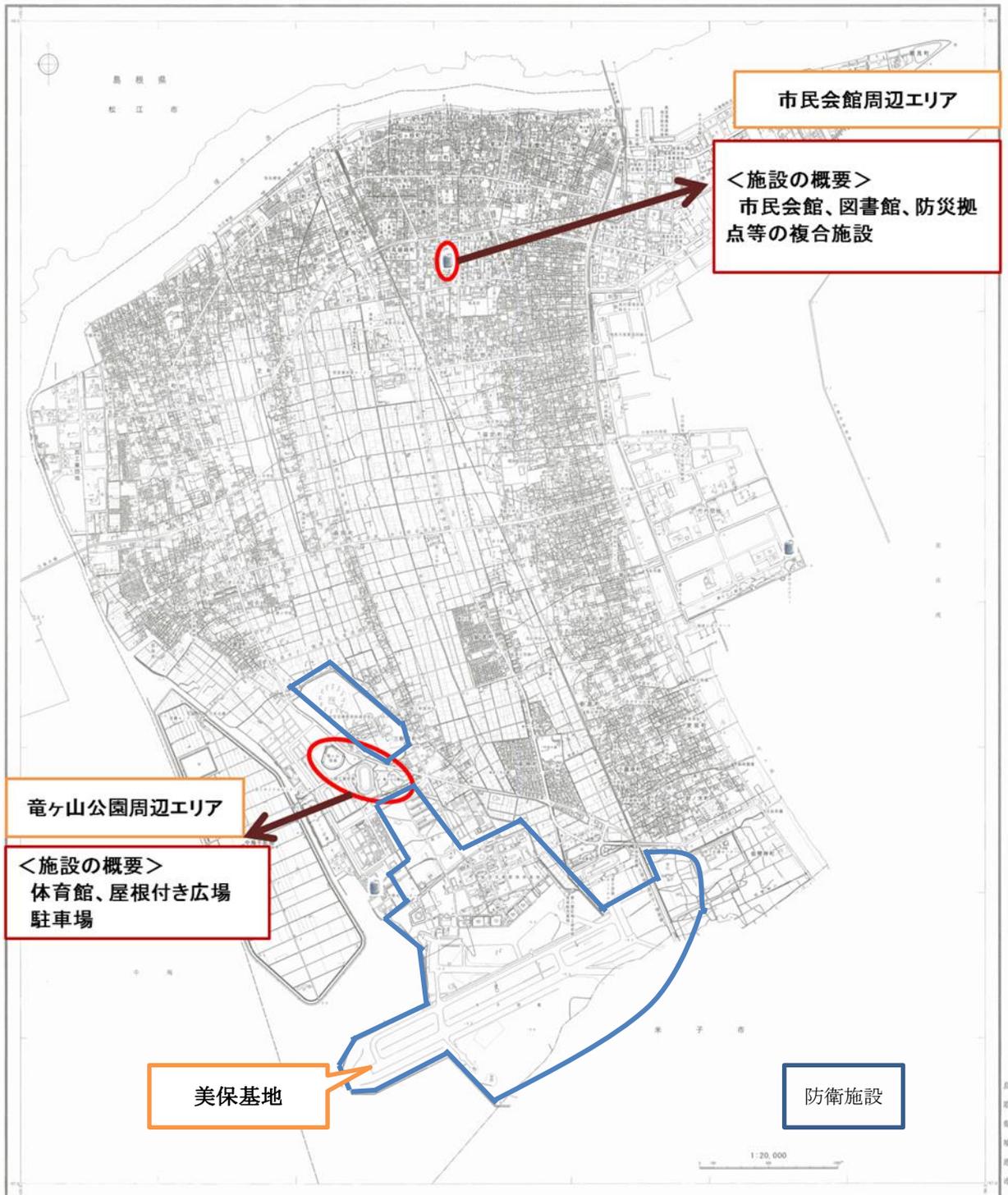


(2) 竜ヶ山公園周辺エリア

- 屋内型体育施設
- 屋根付き広場
- 宿営機能（駐車場整備）
- 備蓄機能
- 交流機能



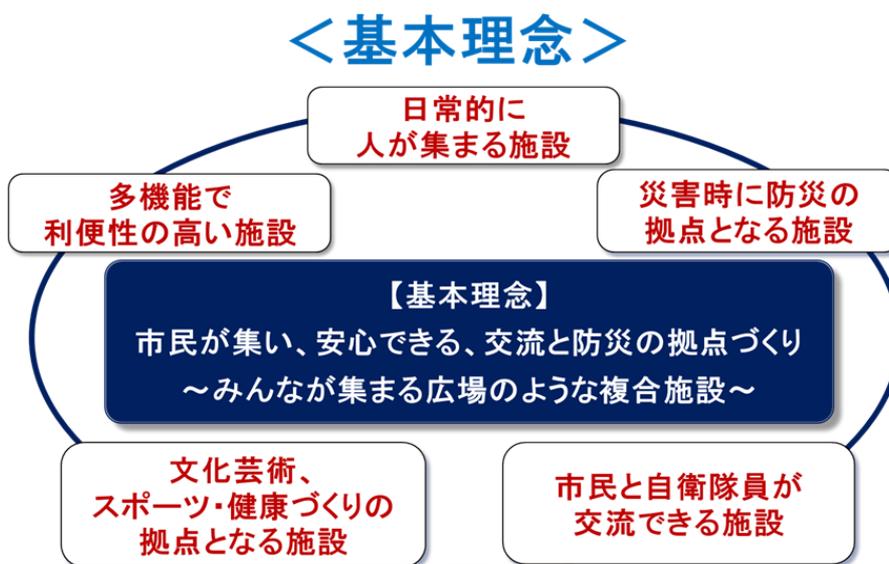
【まちづくり基本計画の対象地域図】



2 美保飛行場周辺まちづくり構想の理念・目標

2-1 まちづくり構想の理念

上位計画・関連計画と市及び計画地域の現状を踏まえて、美保飛行場周辺まちづくり計画の基本理念を定めます。



2-2 まちづくりの目標

各エリアの導入機能は、災害時のみならず、平常時から多くの市民に利用していただくことで、防災拠点施設として認識してもらうほか、基本構想で検討した導入機能を活用して市民と美保基地や自衛隊員との交流を進めます。

(1) 市民会館周辺エリア

このエリアは、市民会館、市役所、図書館、公園が立地し、市の文化・芸術の拠点であるほか、防災の拠点にもなっています。

しかしながら、これらの施設は老朽化が進み、特に市民会館のホール部分は耐震強度不足により使用できないことから、大規模災害時に備えることが急務となっており、災害対策と復興活動の拠点としても整備します。

① 日常的に多くの人が行きかい、集う施設づくり

子どもから高齢者、障がい者など、誰もが快適で安全に利用できるよう、ユニバーサルデザイン^{※1}に配慮し、また、隣接する境中央公園との一体感を創出して広い空間の中で憩いの場となる施設とします。

② 災害時の防災拠点となる施設づくり

災害対策本部機能や住民の避難所機能を備え、災害ボランティアの受け入れや非常食等の備蓄も可能な施設とします。また、防災・災害に関する図書コーナーを設けるなどして防災意識の高揚を図るとともに、避難が長期化した場合には、心のケア・支援、安心を与えることができる施設とします。

③ 文化・芸術の拠点としてふさわしい施設づくり

ホールや会議室、美術展示機能を備え、図書館を併設した複合施設とし、文化・芸術の拠点として、利用しやすい施設とします。また、市民と美保基地や自衛隊員との交流を促進できる施設とします。

④ 市民と自衛隊員との交流拠点となる施設づくり

ホールでは自衛隊音楽隊による定期コンサートを開催するほか、ホールや会議室では災害派遣等に従事した自衛隊員による報告・講演会等を新たに企画します。

また、図書館には自衛隊活動や災害対策関連の図書コーナー等を設置するとともに、例えば自衛隊員による防災関連絵本の読み聞かせイベントを企画したり、自衛隊員やその家族などの転入者に対し、暮らしに便利な育児・生活情報を提供するなど交流の場として新たに活用します。このような取り組みにより、複合施設全体で市民と自衛隊員との日常的な交流を促進し、自衛隊活動への理解を深めます。

※1 ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

(2) 竜ヶ山公園周辺エリア

このエリアは、陸上競技場、野球場などのスポーツ施設が集中し、自衛隊官舎、三軒屋町と市の宅地分譲によって近年人口が急増している夕日ヶ丘団地がありますが、美保飛行場が近接し、他の地域より航空機災害が発生するリスクが高いことから、避難施設等を整備するほか、大規模災害時には自衛隊等の支援部隊の活動拠点として活用します。

① 日常的に多くの人が行きかい、集う施設づくり

各施設では野球、駅伝などの大会のほか、住民の健康づくりの場として利用されていますが、さらに幅広い年代で利用・交流できるように屋内型の施設を整備します。

② 災害時の防災拠点となる施設づくり

広大な土地が利用でき、主要地方道米子境港線に接していることから、大規模災害時に自衛隊等の支援部隊の活動拠点として使用するほか、住民の避難や非常食等の備蓄など多用途に活用できる施設とします。

③ スポーツの拠点としてふさわしい施設づくり

これまでの屋外型のスポーツ施設に加え、屋内型の施設を整備し、市民の利便性の向上を図り、市民と美保基地や自衛隊員との新たな交流を行います。

④ 市民と自衛隊員との交流拠点となる施設づくり

体育館や屋根付き広場、駐車場では、市民と自衛隊員との交流スポーツ大会や、地域の防災訓練を自衛隊員が指導する取り組みなどを企画します。

また、自衛隊車両や装備品の展示イベント等を開催し、交流と理解の促進を図ります。

3 土地利用の条件

市民会館周辺エリア及び竜ヶ山公園周辺エリアにおける敷地条件一覧を以下に示します。
また、次頁以降に各種条件の詳細を示します。

【敷地条件一覧】

エリア		市民会館周辺エリア	竜ヶ山公園周辺エリア
都市計画区域		都市計画区域内 市街化区域	都市計画区域内 市街化調整区域
用途地域		第一種住居地域	指定なし
防火地域		準防火地域（敷地の一部）	指定なし
その他の 地区地域		都市計画公園 近隣公園：境中央公園	都市計画公園 運動公園：竜ヶ山公園
騒音・振動 悪臭規制		騒音規制：第2種区域 昼間 60dB、朝夕 50dB、夜間 45dB 振動規制：第1種区域 昼間 60dB、夜間 55dB 悪臭規制：区域内	騒音規制：指定なし 振動規制：指定なし 悪臭規制：区域内
建築 基準 法	建ぺい率・ 容積率※2	建ぺい率：60% 容積率：200%	建ぺい率：10% （都市公園法：特例基準） 容積率：200%
	高さ制限	道路斜線 隣地斜線	道路斜線 隣地斜線
	日影規制	高さ10mを超える建築物 平均地盤面からの高さ：4m 日影時間：5時間-3時間	なし

※2 建ぺい率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合

$$\left(\frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \right)$$

容積率：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合

$$\left(\frac{\text{延べ面積}}{\text{敷地面積}} \right)$$

3-1 市民会館周辺エリア

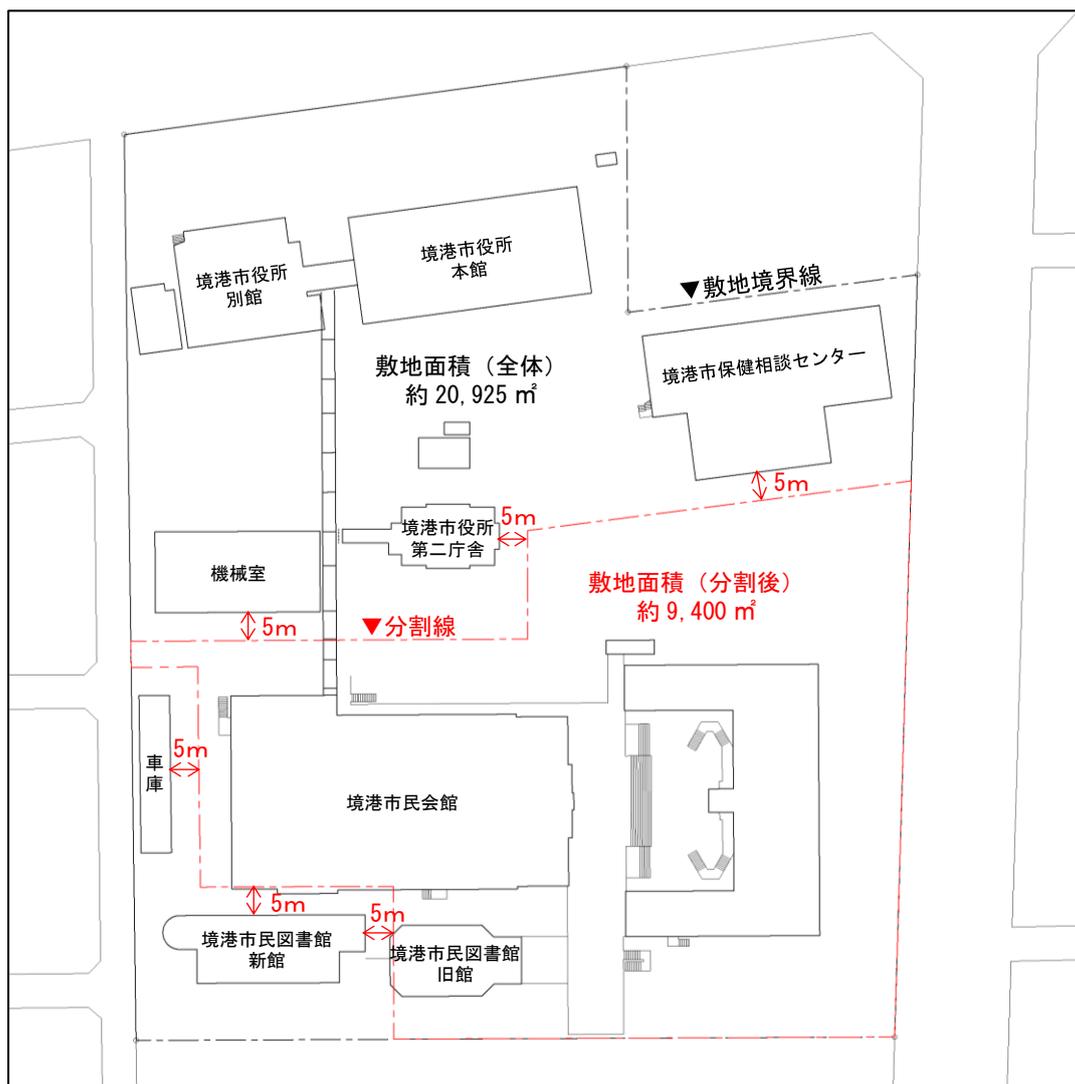
市民会館周辺エリアは、建ぺい率 60%、容積率 200%であり、境港商工会議所、境中央公園を除く敷地全体の面積は約 20,925 m²です。

新たに施設を建設する場合、敷地全体では複数の既存施設が残ることから、新施設に対して敷地面積を分割し、分割後の敷地面積に対して、建ぺい率、容積率を遵守する必要があります。既存施設から 5mの位置で分割すると想定すると、分割後の敷地面積は約 9,400 m²となり、新設可能な限度面積は、建築面積 5,640 m²、延べ面積 18,800 m²程度となります。

敷地面積(分割後)(m ²)	9,400
建ぺい率	60%
容積率	200%

項目	建築面積(m ²)	延べ面積(m ²)	備考
新設可能な限度面積	5,640	18,800	

※各面積は概略の数値です



3-2 竜ヶ山公園周辺エリア

竜ヶ山公園（運動公園）内における建築物の建築面積については、都市公園法及び同法施行令並びに境港市公園条例の規定により、以下のとおり、当該公園の敷地面積に対する割合が制限されます。

- ① 休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫などの施設 ⇒ 敷地面積の10%以下
- ② 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場などの施設 ⇒ 敷地面積の10%以下
- ③ その他の建築物（公衆トイレなど） ⇒ 敷地面積の2%以下

なお、①、②、③の割合は、合算して融通することはできず、独立した制限割合です。

また、建築基準法に基づく建ぺい率及び容積率は、新施設建築の際に分割した敷地面積に対して遵守する必要があるため、基本設計時に分割位置の決定が必要になります。

敷地面積(m ²)		132,180		
①について		建築面積(m ²)	延べ面積(m ²)	備考
敷地に対する限度面積		13,210	—	(A):敷地面積の10%
公園	イベントホール	140	140	
	東屋	18	18	
	東屋	19	19	
野球場	管理棟	224	435	
陸上競技場	器具庫	92	134	
	器具庫	115	115	
	観覧場	208	202	
計		816	1,063	(B)
新設可能な限度面積		12,394	—	(A)-(B)
②について		建築面積(m ²)	延べ面積(m ²)	備考
敷地に対する限度面積		13,210	—	(A):敷地面積の10%
既存施設なし		0	—	(B)
新設可能な限度面積		13,210	—	(A)-(B)
③について		建築面積(m ²)	延べ面積(m ²)	備考
敷地に対する限度面積		2,640	—	(A):敷地面積の2%
公園	便所	33	33	
	ポンプ室	11	11	
野球場	ポンプ室	5	5	
陸上競技場	便所	12	12	
	便所	41	41	
計		102	102	(B)
新設可能な限度面積		2,538	—	(A)-(B)

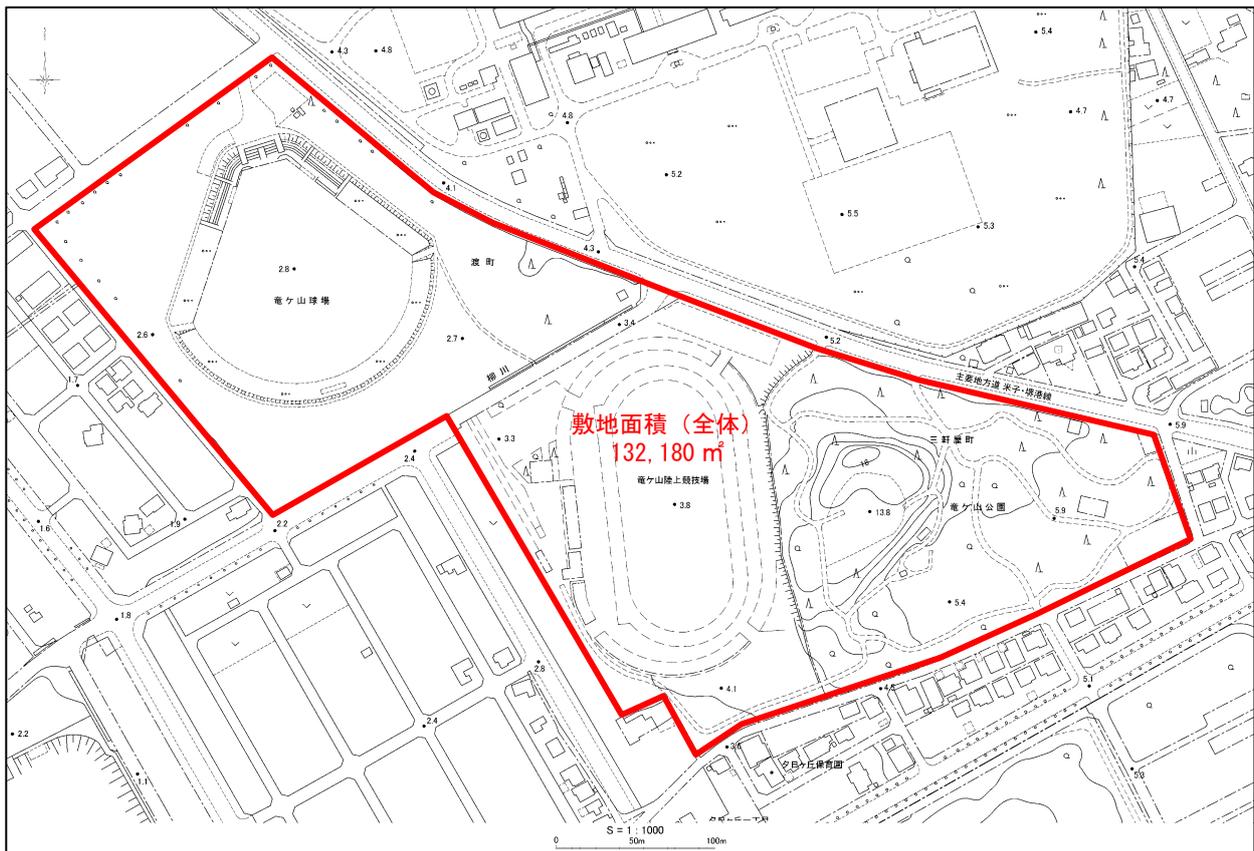
3 土地利用の条件

なお、竜ヶ山公園は都市計画施設となるため、当該区域内に建築物を建築する場合は、建築許可が必要になるとともに、階数や構造に対して規制を受けます。

(都市計画法第53条、第54条)

また、建築場所、建築内容について、土地の所有者である財務省中国財務局鳥取財務事務所と協議する必要があります。

区域等の名称	建築に対する規制
都市計画施設の区域	<p>建築物の建築は原則として知事又は市長の許可が必要。ただし、次のもので容易に移転、除却できるものは、原則として許可される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 階数2以下で、かつ、地階を有しないこと ② 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること



4 施設整備計画

4-1 市民会館周辺エリア

(1) 基本方針

このエリアにおいては、ホール・音楽機能をはじめとし、図書館、会議室、高齢者福祉、防災拠点等の導入機能を集積した複合施設として整備します。

複合施設では、各導入機能を効率的に配置して共有できるスペースを有効活用し、また、隣接する境中央公園との一体感を創出し、子どもから高齢者が気軽に立ち寄れる憩いの場として整備することで、当事業の基本理念である「市民が集い、安心できる、交流と防災の拠点づくり～みんなが集まる広場のような複合施設～」を実現します。

この複合施設では、地域と自衛隊との架け橋として、市民と自衛隊員との交流促進を図る施策を展開し、自衛隊活動の理解を促進することともに、相互の交流を図っていきます。

また、施設内は、誰にでもやさしく使いやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた設計とします。

なお、現在の市民図書館新館（昭和 62 年建設）は残存させ、現在の市民会館会議棟に入室している団体等の事務所等として活用します。

■ エリアに求められる機能

機能の複合化

交流・防災拠点

文化・芸術拠点

(2) 導入機能の概要と規模等

① ホール・音楽機能

(ア) 概要

ホールは、一般的にも講演会、各種大会、音楽、演劇、ダンス・舞踊、伝統芸能など文化・芸術の鑑賞や発表の場としての文化・芸術拠点となります。

当計画では、これに加え、座席を可動席と固定席の併用とし、1階部分を可動席とし2階部分を固定席とし、可動席を収納した際に生まれる1階部分のフラットなスペースで、高齢者の気軽な体操や小・中学生の作品展示、また、災害時には避難所など「多目的スペース」として活用することとし、「機能の複合化」と「交流・防災拠点」の実現及び稼働率のアップを図ります。

4 施設整備計画

客席数については、過去の客席利用割合（表1）と、人口推移（S35-H22）および人口予測（H27-）（表2）による将来人口の減少、維持管理における財政負担等を総合的に勘案し、当計画検討委員会における「稼働率や利用状況をよく認識したうえで、身の丈に合った施設が望ましい。」との意見も踏まえ、現在の1,100席から、過去の客席利用割合が一番多い400席から799席の利用帯をカバーできる800席程度とします。

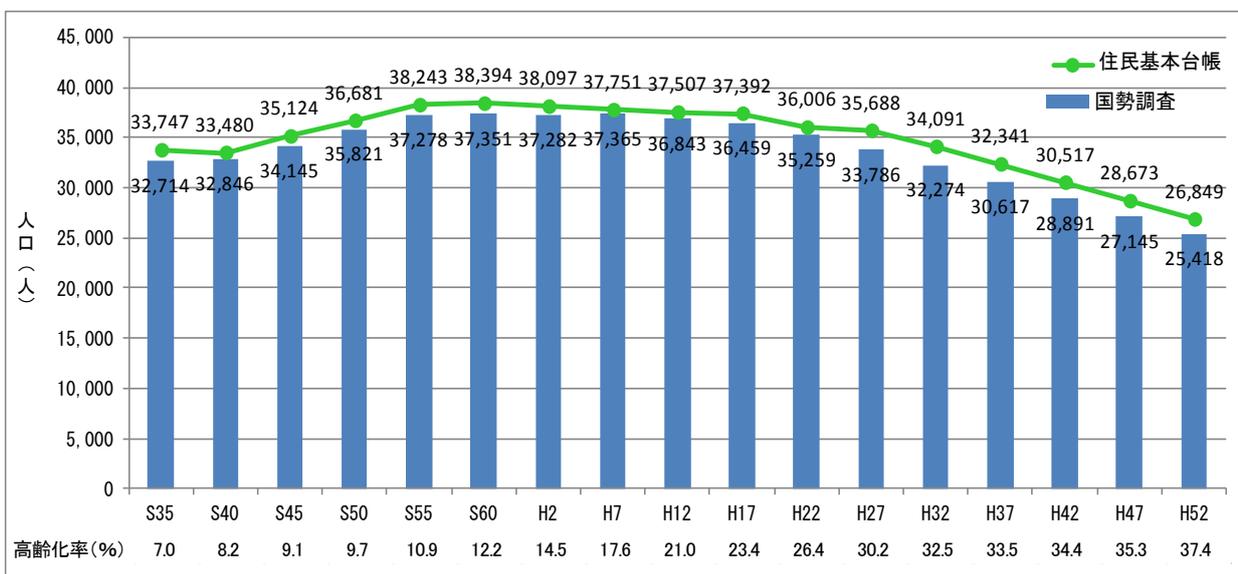
なお、多目的スペースは可能な限り広く確保します。

（表1）過去の客席利用割合

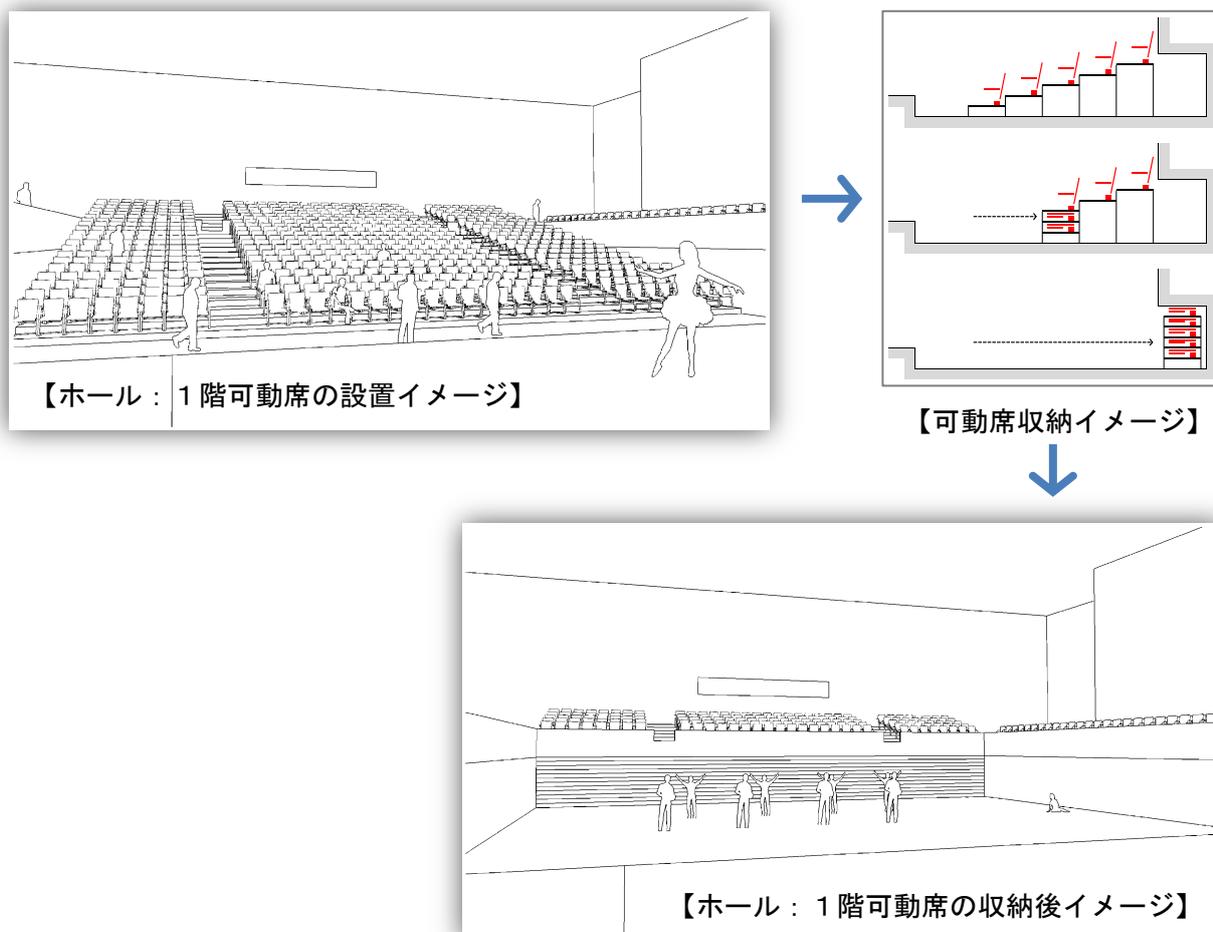
年度	客席利用割合（%）				計
	400席未満	400席～799席	800席～999席	1,000席以上	
平成25年度	13.0	52.2	13.0	21.8	100.0
平成24年度	8.0	48.0	28.0	16.0	100.0
平成23年度	13.6	18.2	27.3	40.9	100.0
平成22年度	10.8	40.6	24.3	24.3	100.0
平成21年度	8.0	36.0	28.0	28.0	100.0

※平成25年12月12日以降の使用を停止しています。

（表2）人口推移（S35-H22）および人口予測（H27-）



出典：国勢調査（S35～H22） 国立社会保障・人口問題研究所（H27～H52 国勢調査に基づく試算）
 住民基本台帳（S35～H22（3月31日現在） H27はH26.9末人口を示す。）
 住民基本台帳のH32以降は、H27を起点に国勢調査に基づく試算の人口減少率に準じた試算を示す。
 高齢化率は国勢調査に基づく。



(イ) 規模等

区分	規模・内容	面積(m ²)
客席	○席数 800席程度 ・1階 450席程度(可動席) ・2階 350席程度(固定席) ※多目的スペースの面積は、約600m ² を想定	800
	○客席後部に舞台設備を操作する調整・調光室を整備	100
	○親子観覧室(5組程度)を客席後方に整備	20
舞台	○間口15m 幅30m 奥行15m ○プロセニウム ^{※3} 形式を採用 ○音響反射板を設け、音楽利用に配慮	450
楽屋、リハ ーサル室	○楽屋70m ² 、リハーサル室100m ² ※多目的ホールの設計資料(日本建築学会)を参考	170
その他	○ホワイエ ○出演者用トイレ・シャワー ○ピアノ庫 ○倉庫 ○搬入口 ○観客トイレなど	1,160
	合計	2,700

※3 プロセニウム：舞台と客席を額縁で明確に区画するもの

② 図書館機能

(ア) 概要

図書館は、市民に親しまれるとともに多様なニーズに応える図書館を目指します。

乳幼児から児童生徒、成人、高齢者まで幅広い市民が仕事や暮らしに役立つ知識や情報を得たり、関心のある分野について学習できる場の提供に努めます。また、読み聞かせや各種イベントなど気軽に訪れ交流したりすることが出来る場の提供に努め、まちづくりの拠点となる図書館を目指します。さらに転入者には、暮らしに便利な育児・生活情報を受容する場としても活用します。

また、自衛隊や防災に関連した図書コーナーを設け、図書のほかにも自衛隊活動のパネル展示なども行って、自衛隊活動への理解の促進を図ります。

「子育てするなら境港」を標榜する本市にとって、少子化対策・子育て支援は市の重点施策であり、全国に先駆けて実施したブックスタート^{※4}事業も拡充しており、引き続き図書館においても、さらなる支援や子育て世代の交流事業等を推進していきます。

また、現在の図書館利用者の4割弱が高齢者の方です。大活字本の整備や閲覧用の椅子・案内板を多く設置するなど余暇時間の多い高齢者の読書ニーズに応え、憩える場所を整備します。

なお、複合施設の整備に当たっては、隣接する境中央公園との一体化を図り、特に図書館との調和を考え、公園の緑を活かした屋外での読書に適した配置とします。

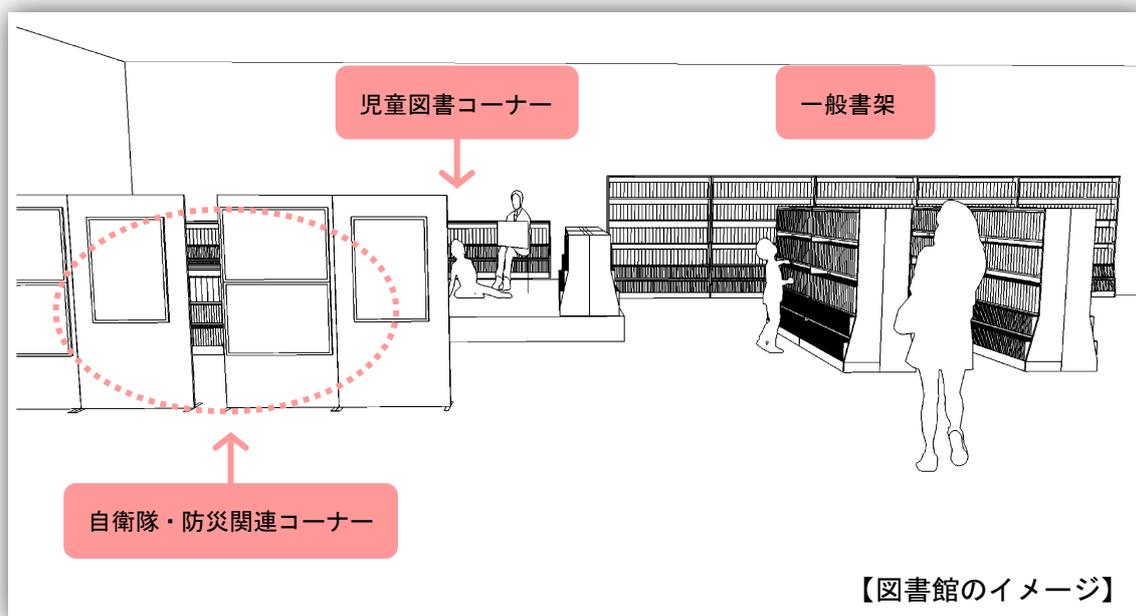
災害時にあっては、複合施設内のホールが避難所となり、図書館は避難者の心のケア・支援の場として活用していきます。

図書館面積については、日本図書館協会による「住民一人当たりの貸出資料数上位10%の公立図書館整備状況を整理した『数字で見る日本の図書館その71』」を参考に、現在の蔵書数15万冊から延べ面積を算出すると約1,823㎡となりますが、当計画では、中国地方の類似団体における図書館面積の平均値から約1,600㎡としています。

蔵書数についても、中国地方の類似団体における蔵書数の平均が15.1万冊であることから、当市も現在の蔵書数15万冊の規模を確保します。

また、市史編纂室機能も図書館に取り入れ、市民が歴史や文化に親しみやすい環境の整備にも努めます。

^{※4} ブックスタート：自治体が0歳児健診などの機会に、絵本をプレゼントする活動です。赤ちゃんと保護者が、絵本を介して、心のふれあう時間を持つきっかけを届けます。境港市では、平成14年4月から、6か月児健康診査時に赤ちゃんに絵本を贈るブックスタートを始めました。



(イ) 規模等

区分	規模・内容	面積(㎡)
開架スペース	○開架 10万冊程度 ○児童図書コーナー（読み聞かせコーナー）等 ○自衛隊・防災関連図書コーナー	960
書庫スペース	○閉架 5万冊程度（日本図書館協会資料参考）	180
荷捌き室	○小・中学校等への図書の搬出入、整理作業等	50
事務室	○館長、司書等の事務・応接スペース	80
文化財倉庫	○郷土資料等を長期保管する収蔵庫	100
閲覧室兼学習室	○閲覧及び調べ学習等のスペースとして使用	140
ボランティア室	○読み聞かせボランティア等の準備作業に使用	30
その他	○トイレ、授乳室等	60
	合計	1,600

③ 防災拠点機能

(ア) 概要

本市は鳥取県西部地震以来、災害に強いまちづくりを進めてきましたが、近年、全国各地で大規模災害が頻発しており、大規模災害に備えることが急務となっています。

このような中、市役所は防災対策の拠点であり、他施設に比べ大地震に対しても十分な機能確保が求められますが、平成 22 年に耐震補強をしたものの、築年数は 54 年が経過しています。

また、本市は弓ヶ浜半島の先端に位置し、鳥取県西部地震では他の地域に比べ、特に揺れが大きい地域であったこともあり、防災拠点として十分な耐震性能を確保する必要があります。

このため、災害対策本部機能や避難施設、災害ボランティアの受け入れなど、「災害対策・復興活動拠点」として整備し、防災力の強化を図ります。

防災拠点機能としては、市の防災担当部署の執務室を置き、災害発生時には災害対策本部機能を確保します。

また、停電時の電源確保のため、72 時間以上の連続運転が可能な非常用自家発電装置を整備します。

なお、本市では、平成 18 年度に市の中央部に位置する余子地区に防災備蓄倉庫を整備していますが、大規模災害等に備えて分散備蓄を進めます。

(イ) 規模等

区分	規模・内容	面積(m ²)
事務室	○自治防災課執務室	50
倉庫	○災害対応備品等保管	10
会議室	○災害対策本部室 ※本部員 10 人、事務局 5 人程度	100
防災無線室	○防災行政無線の運用	10
仮眠室等	○災害時における職員待機・仮眠(2 人分)	10
防災備蓄室	○備蓄物品等の保管	30
合計		210

(総務省 地方債庁舎算定基準：人口 5 万人未満市町村) 参考

④ 高齢者福祉機能（施設管理含む）

（ア）概要

複合施設の管理運営を行うための事務室や、福祉関係機関が入居できる事務スペースを確保するほか、高齢者が気軽に立ち寄れるサロンのようなスペースを確保し、これまで以上に市と連携した福祉施策を展開します。

また、大規模災害の発生時には、災害ボランティアセンターの運営に当たります。

（イ）規模等

区分	規模・内容	面積(㎡)
事務室	○施設管理職員 4 人 高齢者福祉関係 8 人	85
倉庫	○備品等保管	10
会議室等	○福祉関係者によるケース会議等	70
相談室	○各種相談対応（2 室）	15
	合計	180

（総務省 地方債庁舎算定基準：人口 5 万人未満市町村）参考

⑤ 会議室機能（美術展示機能を含む）

（ア）概要

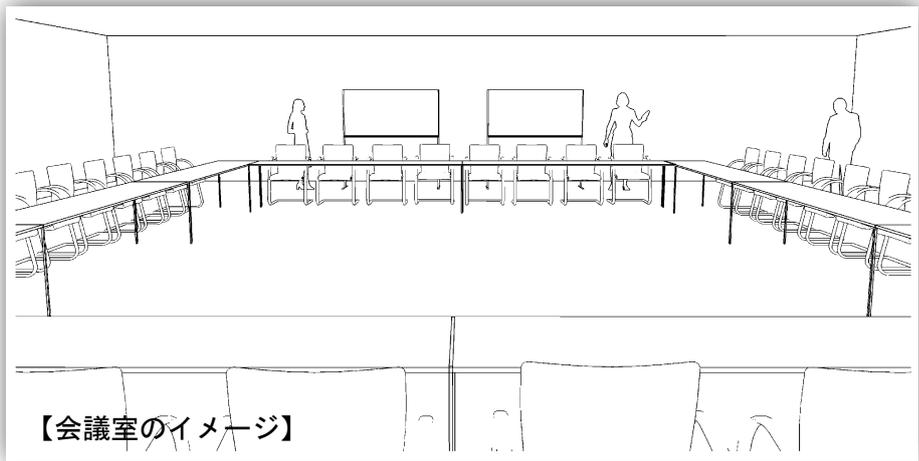
会議室については、市はもとより広く市民が各種会議、集会、学習会、音楽活動、美術展示等に活用しています。また、文化・芸術活動にも十分配慮し、美術展示会場としての機能を備えた設備を整備します。

会議室は、大会議室、中会議室、小会議室と和室の 4 室とし、稼働率の低い特別会議室は廃止し、和室も 2 室から 1 室に削減します。

会議室には、それぞれにスポットライトやピクチャーレール等の展示機能を備えるとともに、大会議室と中会議室には可動式間仕切りを設けるなどして、さまざまな規模・内容での活用を可能にし、交流の促進と稼働率のアップを図ります。

また、自衛隊員による災害派遣等の報告・講演会、自衛隊員の絵画、写真、陶芸などの展示会等にも活用することとしています。

災害発生時には、市の災害対策関係室や災害ボランティアの控室等として計画しています。



(イ) 規模等

区分	規模・内容	面積(m ²)
大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の大会議室スペースを確保(ステージ含む) ○100人規模の会議等に対応 ○美術展示機能及び可動式間仕切りの設置 	260
中会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の中央公民館と展示室のスペースを確保 ○50人～80人規模の会議等に対応 ○美術展示機能及び可動式間仕切りの設置 	180
小会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の第1会議室のスペースを確保 ○30人規模の会議等に対応 ○美術展示機能の設置 	100
和室	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の和室2号のスペースを確保 ○茶会など40人規模に対応 	90
合計		630

※面積については、現在の会議室には、机・イスの収納スペースがなく不便であるため、各会議室の面積に10㎡の収納スペースを追加していますが、収納スペースの共有についても検討します。

⑥ その他（交流機能）

(ア) 概要

日常的に市民が集い、交流できる空間とするため、市民が気軽に訪れ、世代を超えてコミュニケーションが図れる場として、エントランスホールやカフェ等を活用した交流空間を整備します。



【エントランスホールでの展示イメージ】

(イ) 規模等

区分	規模・内容	面積(㎡)
エントランス ホール等	○エントランスホール ○トイレ ○エレベーター ○機械室など	900
カフェ	○日常的な交流の場 ○イベント時の喫茶、待ち合わせ等に活用	100
	合計	1,000

【参考】

■ 複合施設の一覧

区分	内容	面積(㎡)
ホール・ 音楽機能	○客席 ○舞台 ○楽屋・リハーサル室 ○その他(トイレ、通路など)	2,700
図書館機能	○開架スペース ○書庫スペース ○事務室 ○閲覧室兼学習室など	1,600
防災拠点機能	○事務室(執務室) ○災害対策本部室(ミーティングルーム) ○防災無線室 ○防災備蓄室など	210
高齢者福祉 機能	○事務室 ○ミーティングルーム ○相談室など	180
会議室機能	○大会議室 ○中会議室 ○小会議室 ○和室	630
その他 (交流機能)	○エントランスホール ○カフェ ○機械室 ○その他(トイレ、エレベーターなど)	1,000
	合計	6,320

(3) 配置計画の考え方

① 周辺道路との関係

来訪者の動線と資機材搬出入等のサービス動線を交差させないよう配慮します。

建設に当たっては、現在の市民会館を解体し、新たな複合施設を配置し、東側道路を主要アプローチ、西側道路をサービスアプローチとします。

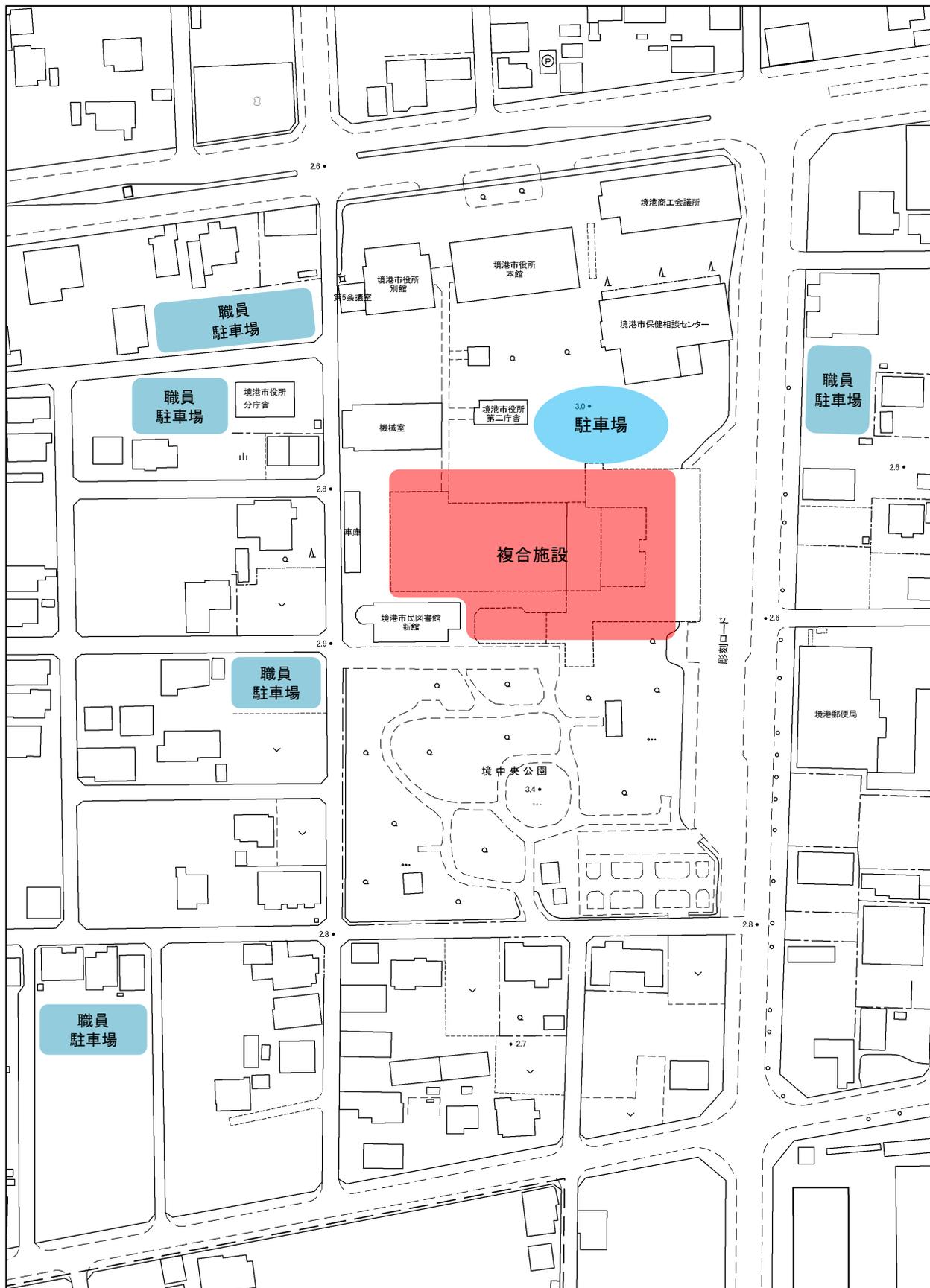
② 建物の高さ

ホール施設の建物の特徴として、舞台部分の上部は他の部位に比べて特になくなりま
す。景観や境中央公園などの周辺環境との調和に配慮します。

③ 駐車場の確保

複合施設の建設に当たっては、既存駐車場と職員駐車場を活用しながら、可能な限り
駐車場を確保します。

【施設配置イメージ図】



(4) ゾーニング計画

ゾーニング計画では、来訪者と出演者・スタッフのゾーニングを明確にし、動線が錯綜しないよう計画します。来訪者に対しては、施設利用の観点から機能配置の分かりやすさに配慮し、エントランスホールから、ホールや図書館、会議室等、目的とする各機能へアプローチが可能なゾーニングを考慮し、出演者・スタッフに対しては、出演や作業等が効率的な動線となるよう配慮します。

また、ホール機能と他機能の間には、ホワイエや通路等による緩衝帯を設け、遮音に配慮するとともに、施設運営上、ホール機能と他機能を同時使用する場合や、それぞれ単独使用する場合にも、機能上支障がないよう計画します。

4-2 竜ヶ山公園周辺エリア

(1) 基本方針

このエリアにおいては、スポーツ・健康づくりに活用し、災害時には避難所等となる防災備蓄室を備えた体育館と、子どもから高齢者までが気軽に集い、災害時には緊急支援物資の集積所等となる屋根付き広場を整備します。

竜ヶ山公園は、市民のスポーツ、レクリエーションの場として、陸上競技場、野球場、公園が併設された都市公園（運動公園）であり、日常的にスポーツや子どもの遊戯等を通じて、気軽に交流できる場となっていますが、屋内型の施設がありません。

また、竜ヶ山公園周辺には、自衛隊官舎、三軒屋町と新興住宅地である夕日ヶ丘団地に隣接しており、市内で唯一人口が増加している地域になりますが、航空機災害や自然災害等が発生した場合に避難所となる施設が近隣にないことが課題となっています。

地域防災計画においても、災害発生時のヘリポートや宿营地等として位置付けられるほか、市の陸路の入り口に位置することから、支援物資の集積地等の「救援活動拠点」としての整備が必要です。

屋内施設を整備することで、スポーツや健康づくりを通じた幅広い年代からの一層の交流を図り、防災・災害対策も充実・強化して、当事業の基本理念の実現を図ります。

■ エリアに求められる機能

機能の複合化

交流・防災拠点

スポーツ・
健康づくり

(2) 導入機能の概要と規模等

① 体育館

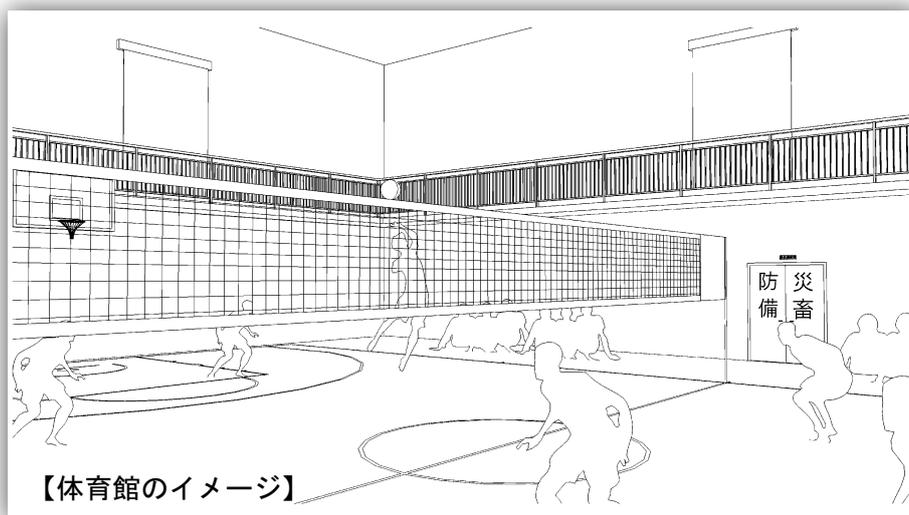
(ア) 概要

体育館は、バレーボールでは1面、バドミントンでは3面が確保できる規模とし、市内にある渡体育館（785㎡）程度とします。

市内の既存の体育館は、小・中学校の体育館を含め、市民のスポーツ活動により、稼働率が非常に高く、特に夜間は新規や臨時の利用が難しい状況となっています。

そのため、当エリアに体育館を整備し、市民のスポーツサークルの活動の場とするとともに、市民と自衛隊員とのスポーツイベント、健康イベントを展開し、交流の促進を図ります。

また、災害時には、自衛隊派遣部隊の現地対策本部、地域住民の避難所等として利用するほか、備蓄スペースを確保します。



(イ) 規模等

区分	規模・内容	面積（㎡）
体育館	○面積：32m×24.5m程度 ○想定競技種目 ・バレーボール（1面） ・バスケットボール（1面） ・バドミントン（3面） ・卓球（4面）など ○防災備蓄室（30㎡程度）	785

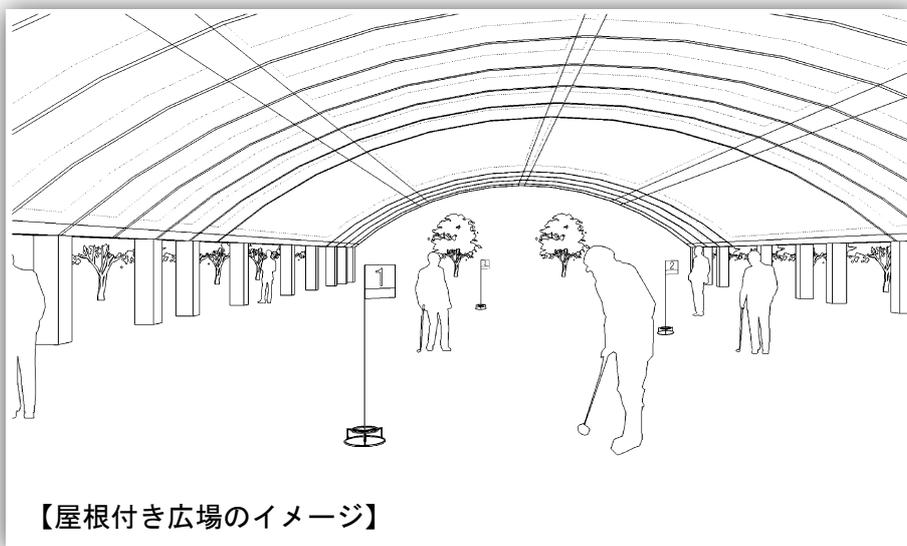
② 屋根付き広場

(ア) 概要

グラウンドゴルフ、ゲートボール等の使用を想定した規模とします。

気軽に利用できる屋根付き広場は、市民の要望も高く、雨天もスポーツや健康イベントに利用できるだけでなく、夏場の熱中症対策や駅伝等の各種スポーツ大会の開閉会式会場など多様な活用が期待されています。

また、災害時には、緊急支援物資の集積所などでの活用を計画しています。



【屋根付き広場のイメージ】

(イ) 規模等

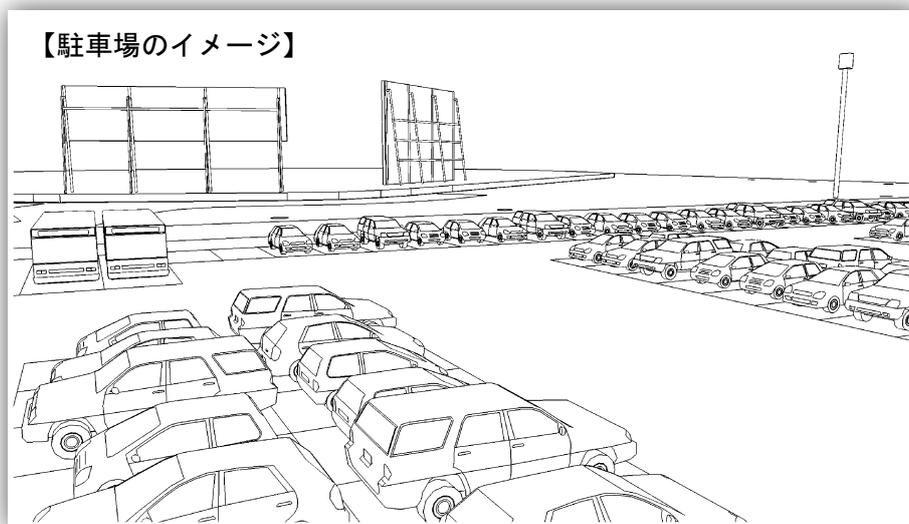
区分	規模・内容	面積 (㎡)
屋根付き 広場	○面積 50m×20m程度 ○想定競技種目 ・グラウンドゴルフ ・ゲートボール ・フットサル ※各1面 ○雨天時の多目的利用	1,000

③ 駐車場

(ア) 概要

駐車場は、これまでも駅伝大会や小学生の陸上競技大会等では、大幅に不足している状況から、駐車場の整備は課題となっています。体育館、屋根付き広場に隣接し、陸上競技場、野球場、公園の利用者も利用しやすいよう野球場敷地内のバックスクリーン裏（南側）に計画します。

災害発生時には、自衛隊派遣部隊の宿营地、車両駐車場として活用します。



(イ) 規模等

区分	規模・内容	面積 (㎡)
駐車場	○自家用車 120 台分程度、大型バス 5 台程度 ○災害派遣部隊の車両 30 両程度と宿营地	6,000

(3) 配置計画の考え方

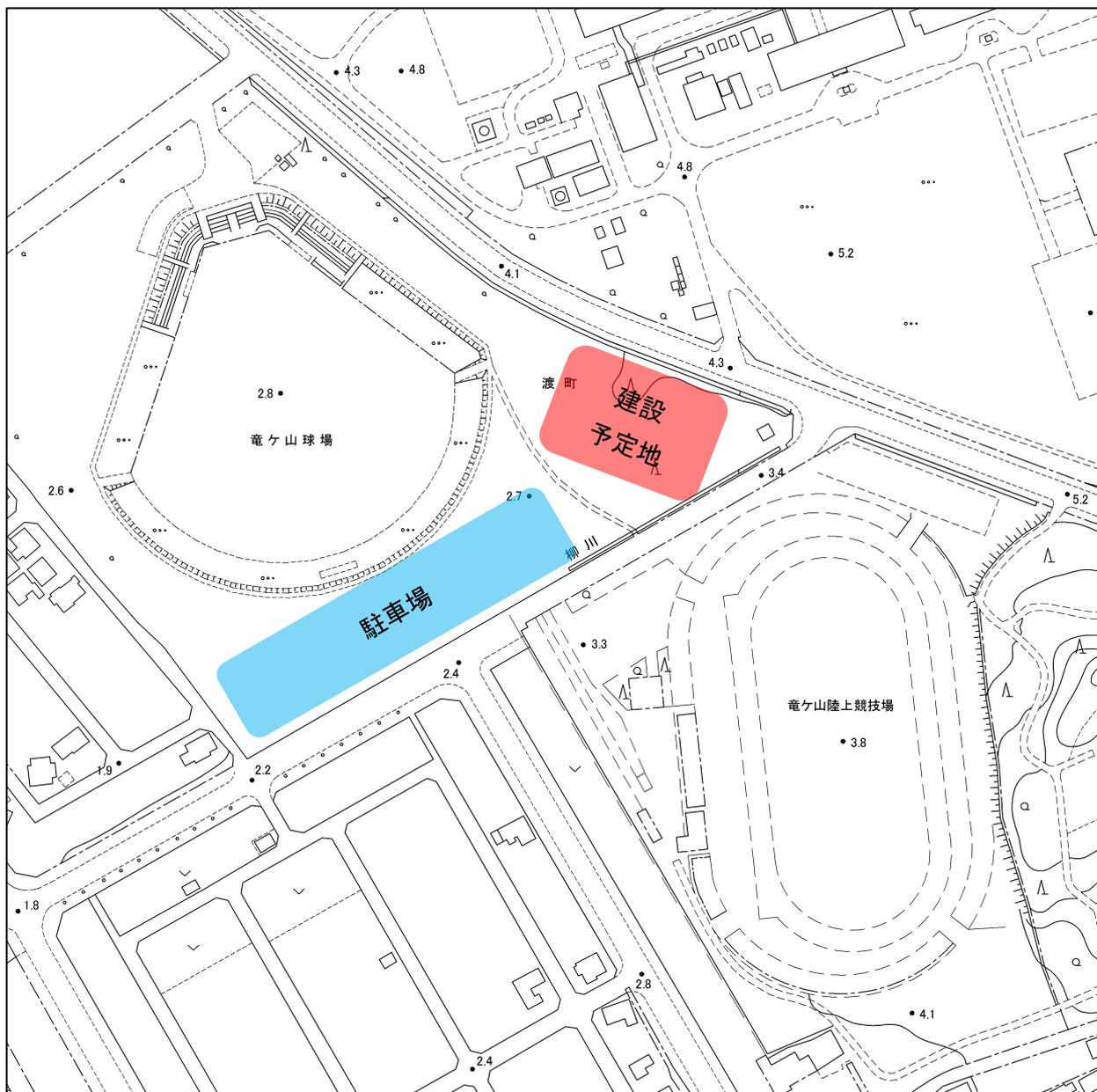
① 周辺道路、近隣住民との関係

建設場所については、体育館、屋根付き広場ともに竜ヶ山球場敷地内の南東側角のスペースとしています。ここは、スポーツイベント時の大型バスや災害時の自衛隊大型車両等の通行に利便性が高いことと、近隣住宅から比較的距離があり、騒音問題等が発生しにくいと考えていることから選定しました。

② 周辺施設との関係

防衛施設が道路を挟んだ東側に所在することから、配慮する必要があります。

【施設配置イメージ図】



5 導入機能の利用計画

市民会館周辺エリアと竜ヶ山公園周辺エリアの導入機能ごとの活用方法について、平常時と災害時及び市民と自衛隊員との交流促進の方策に区分して記載します。

5-1 市民会館周辺エリア

導入機能	平常時の活用方法	災害時の活用方法
ホール・音楽機能	<ul style="list-style-type: none"> ○国際会議、講演会 ○各種鑑賞（コンサート、映画、演劇、オペラ、ミュージカル） ○各種演芸大会 ○部活動練習（市内学校の学校祭、吹奏楽発表会、ダンス） ○小・中学校連合の音楽会 ○音楽団体の発表会 ○ことぶき文化祭 （いわゆる老人クラブ連合会の文化祭） <p>〈 多目的スペースの活用 〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小・中学生の作品展示 ○高齢者の介護予防等の運動 ○選挙の開票所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ステージでの災害対策業務 ○客席での一時避難 <p>〈 多目的スペースの活用 〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所 ○災害ボランティア活動拠点 ○支援物資集配所
<p>〈 市民と自衛隊員との交流促進の方策 〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ふれあいコンサートやジョイントコンサート（地元団体、学校、バンド等）を実施し、合わせて地元中高生等への演奏指導、音楽教室を開催してもらい交流を深める。 ◆自衛隊活動（災害派遣等）の報告・講演会を開催する。 そのほか、自衛隊の裏話や苦勞話、女性隊員の講演も市民の関心が高い。 ◆市民余芸大会、文化のつどい、サロンコンサート等に自衛隊内のクラブ活動等から出演する。 （軽音楽、武術等の演武、自衛隊活動の寸劇など） ◆自衛隊艦船の寄港時に歓迎レセプションを開催する。 （南極観測船しらせ等） 		

導入機能	平常時の活用方法	災害時の活用方法
図書館機能	<ul style="list-style-type: none"> ○図書貸し出し業務 ○学校図書館支援 ○市民の学習や企業などへの支援 ○読書会 ○子育て支援（子供の遊ぶスペース、読み聞かせ、お話会、託児など） ○郷土資料の収集、充実 ○各種展示コーナー（ミニギャラリー、絵本、境港市の歴史展） ○自衛隊・防災関連図書コーナーと自衛隊活動パネル等の設置 ○防災教育（防災関連資料の充実） ○転入者への暮らしに便利な育児・生活情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者の心のケア・支援 ○インターネット環境を活用した情報収集等
<p>＜ 市民と自衛隊員との交流促進の方策 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市読書まつりなどで、自衛隊員が直接子供たちに自衛隊活動や災害対策関連の図鑑や本、絵本、紙芝居などを自衛隊服で読み聞かせを行う。 ◆自衛隊活動、災害対策関連図書とともに、自衛隊活動のパネルや自衛隊服などを設置する特設コーナーを設ける。 ◆中高生の来館が多いため、自衛隊募集パンフレット等を設置する。 ◆自衛隊員及びその家族に、市や育児サークルなどの団体が、地元の歴史や文化、暮らしに便利な育児・生活情報を提供する場として活用する。 (絵本や生活関連書籍のある図書館は最適) 		
会議室（美術展示）機能	<ul style="list-style-type: none"> ○美術展覧会 ○文化のつどい ○各種講演会 (自衛隊員による災害派遣報告会等) ○各種会議 ○懇談会・懇親会 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティア控室 ○災害対策関係室 ○避難所

導入機能	平常時の活用方法	災害時の活用方法
<p style="text-align: center;">＜ 市民と自衛隊員との交流促進の方策 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自衛隊員による美術品等の展示会、また、市美術展覧会に自衛隊コーナーを設けて、愛好家同士の文化の交流を促進する。(陶芸、写真、書、絵画など。) ◆自衛隊活動(災害派遣等)の報告、講演、意見交換会で基地や活動への理解の促進と地域住民とのふれあい活動を促進する。 ◆隊友会、父兄会、防衛協会等の定例会、懇親会等に活用する。 ◆婚活イベント(自衛隊員と一般市民)により、若年層の交流を促進する。 ◆入隊激励会とともに市民との交流会を行って、新入隊員を激励する。 		
高齢者 福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉関係機関の執務室 ○高齢者の各種相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災高齢者の各種相談 ○災害ボランティアの総合支援所
防災拠点 機能	<ul style="list-style-type: none"> ○防災部署の執務室 ○防災備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部 ○災害対策業務の中核
交流機能 (カフェ、 エントラ ンス等)	<ul style="list-style-type: none"> ○美術展示等 ○自衛隊紹介パネルの展示 	<ul style="list-style-type: none"> ○焚き出し ○災害ボランティアの休憩所 ○特設公衆電話^{※5}の設置
<p style="text-align: center;">＜ 市民と自衛隊員との交流促進の方策 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆カフェで自衛隊食堂のメニューを再現することで理解を促進する。 ◆自衛隊関連グッズ(民間製作)の販売コーナーを設けて、親しみやすさと興味を高め、理解を深める。 ◆自衛隊員との囲碁・将棋等の大会の開催などにより、自衛隊員の憩いの場として活用を推進する。 ◆全国の自衛隊基地や活動をタッチパネルで表示できる電子パネル等を設置して関心を高める。 		

※5 特設公衆電話: 災害発生時において、被災者等の通信手段確保のために設置する公衆電話であり、無料で発信できます。

5-2 竜ヶ山公園周辺エリア

導入機能	平常時の活用方法	災害時の活用方法
<p>体育館</p>	<p>○各種競技対応 （バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球など）</p> <p>○地域のスポーツ行事</p> <p>○高齢者スポーツ大会</p> <p>○雨天時の多目的利用</p> <p>○防災備蓄室</p>	<p>○自衛隊派遣部隊の事務室</p> <p>○資機材、支援物資の保管</p> <p>○支援部隊の屋内宿泊施設</p> <p>○住民の避難施設</p> <p>○遺体安置所</p>
<p>＜ 市民と自衛隊員との交流促進の方策 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自衛隊員と地元住民との交流スポーツ大会を開催して地域住民との交流を図る。（美保基地司令杯等の名称を冠にソフトバレー、卓球等の大会。） ◆武道、スポーツ、ストレッチ体操など、子どもから高齢者まで対象に、自衛隊員の知識や技能を活かした教室等を開催する。 ◆地域の防災訓練において自衛隊員が指導する。 		
<p>屋根付き 広場</p>	<p>○各種競技対応 （グラウンドゴルフ、ゲートボール、フットサルなど）</p> <p>○雨天時の多目的利用 （陸上、野球、トレーニング等）</p>	<p>○緊急支援物資の集積所</p> <p>○支援部隊の炊事場等</p> <p>○住民の避難施設</p>
<p>＜ 市民と自衛隊員との交流促進の方策 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自衛隊が参加する防災指導、人命救助等イベントを開催する。 ◆地元住民と自衛隊員との交流スポーツ大会を開催する。 （グラウンドゴルフ、ゲートボール等） ◆転勤の多い自衛隊家族等に向けてフリーマーケットを開催する。 ◆海上自衛隊等への寄港歓迎レセプションを開催する。 （バーベキュー懇親会など） 		

導入機能	平常時の活用方法	災害時の活用方法
駐車場 機能	○竜ヶ山公園周辺エリア利用者の駐車場 ○鬼太郎カップ駅伝等各種スポーツ大会等の参加者駐車場	○災害派遣部隊の車両駐車場・宿营地 ○炊事車の展開等
<p>＜ 市民と自衛隊員との交流促進の方策 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自衛隊車両、防災装備資機材の展示イベントで交流と理解の促進を図る。 ◆航空祭の臨時駐車場としても活用する。 		

※「災害時の活用方法」欄の記載については、災害の種別や規模に応じて、さまざまな活用方法が想定されるので、重複する場合等があります。

6 管理運営

6-1 基本方針

市民会館周辺エリアの複合施設と竜ヶ山公園周辺エリアの施設については、それぞれの施設の利用方法や利用時間帯なども異なることから、次の事項に留意しながら管理運営にあたります。

また、運営に当たっては、効率的・効果的な設備の導入及び設備機器の運転・制御をきめ細かに調整できるシステムの採用等による経費節減などによって、運営コストの削減を図ります。

1) 交流の促進と施設の稼働率の向上

- ・複合施設の利点を生かし、市民の利用と交流を促進します。

2) 施設の利便性の向上

- ・利用者の視点に立った分かりやすく、使いやすい施設にします。

3) 効率的な管理運営と維持管理費の縮減

- ・複合施設のメリットを生かし、施設の一元的な維持管理を行うとともに、経費の縮減を図ります。

6-2 今後の検討課題

今後、管理運営の基本方針を踏まえて、改めて検討を進め、管理運営計画を策定します。

【検討課題】

- ・管理形態と管理業務の内容
- ・利用料金の設定
- ・施設の管理運営費の試算 など

7 事業計画

7-1 概算事業費

【補助対象経費（最大見込み）】

エリア	項目	区分	細目	数量 (㎡)	単価 (千円/㎡)	金額 (千円)	備考
市民会館 周辺エリア	複合施設	設計	基本設計	6,320	—	57,000	①
			実施設計	6,320	—	148,000	②
		事務	工事監理	6,320	—	67,000	③
		工事	複合施設	6,320	605	3,823,600	
			免震構造加算	4,850	121	586,850	
			小計			4,410,000	④
市民会館周辺エリア 小計						4,682,000	
竜ヶ山公園 周辺エリア	運動施設	設計	基本・実施設計	1,785	—	46,000	⑤
			事務	工事監理	1,785	—	15,000
		工事	体育館	785	292	229,220	
			屋根付き広場	1,000	165	165,000	
			駐車場	6,000	5.5	33,000	
			小計			427,000	⑦
竜ヶ山公園周辺エリア 小計						488,000	
合 計						5,170,000	①～⑦

【補助対象外経費】

エリア	項目	区分	細目	数量 (㎡)	単価 (千円/㎡)	金額 (千円)	備考
市民会館 周辺エリア	既存施設 解体	設計	市民会館	6,318	—	10,000	⑧
			図書館旧館	750	—	2,500	⑨
		工事	市民会館	6,318	39.6	250,193	
			図書館旧館	750	39.6	29,700	
			小計			280,000	⑩
合 計						293,000	(税込)⑧～⑩

※金額欄は、消費税及び地方消費税を含んだ額であり、①,⑧,⑨は8%、その他は10%で算出しています。

※小計欄については、端数を四捨五入し、概算額としています。

概算事業費の算出にあたり、単価の設定は以下のように行っています。

- ・設計費については、鳥取県の算定基準により算出しています。
- ・複合施設の単価は、近年建設された公共ホール等の事例を参考に算出しています。
また、防災拠点となる施設であることから免震構造とすることも検討しており、免震構造分の加算として、建築面積の1.2倍程度の面積×12.1万円を想定しています。
ただし、ここで示した事業費については次の点に留意する必要があります。
- ・ホールは、音響・照明設備、舞台装置、移動客席の機構などの設備により、コストが大きく異なります。
- ・その他機能のうち、図書館は、図書館家具や集密書庫、図書館システム等により、コストが大きく異なります。
- ・将来的な社会情勢の変化により、建設資材や人件費が大きく変動します。

7-2 資金計画

この事業は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づいて整備するもので、総事業費の75%を国からの補助金で賄い、残りの25%を市が負担します。市負担の一部は起債を活用する計画とします。ただし、整備の内容や国の予算状況によっては、補助対象にならない部分が出てくる場合等もあり、参考としてイメージを示します。

【参考】

■ 総事業費の内訳（イメージ）

総額：54億63百万円		
補助対象経費：51億70百万円		補助対象外経費
国補助金 (75%) 38億77百万円	市 (25%) 12億93百万円	
	起債 (75%) 9億69 百万円	一般財源 (25%) 3億24 百万円
		市 (100%) 2億93 百万円

7-3 事業スケジュール

市民会館周辺エリアの整備を優先的に実施します。

また、今後、国との協議、予算措置の状況等によっては、計画内容が変更になることがあります。次のスケジュールで計画を進めます。

		平成 28～29 年度	平成 30 年度～
市民会館 周辺エリア	基本設計		
	実施設計		
	工事着手		
竜ヶ山公園 周辺エリア	事業着手		

※市民会館周辺エリアの工事期間は未定です。竜ヶ山公園周辺エリアの基本設計等の事業に着手するのは、市民会館周辺エリアの工事終了後に計画します。

なお、既存の市民会館及び市民図書館旧館は、平成 29 年度内に解体する計画です。

